

新型コロナウイルス感染症対応

学校運営の指針

立山町教育委員会

令和2年7月

はじめに

本指針は、文部科学省が定める『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）』（以下、「マニュアル」という。）、及び令和2年7月16日付富山県教育委員会教育長及び富山県政策監通知「児童生徒等及び教職員等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」に基づき策定している。このため、今後のマニュアル改訂等に併せ、本指針の内容も変更となる場合がある。

1 学校における感染症対策

(1) 児童生徒等への指導

児童生徒等が、本感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導を行う。

(2) 基本的な感染症対策の実施行う

- ・感染源を絶つこと
家庭と連携した毎朝の検温や発熱等の風邪症状の確認等の健康観察を行う。

- ・感染経路を絶つこと
児童生徒及び教職員のマスク着用や手洗い、咳エチケットの徹底、消毒の実施
※消毒について
 <日常的>
 児童生徒がよく使用するドアノブ、手すりなどの共用物を1回/日以上、消毒液を使用して実施

 <感染者が発生した場合>
 中部厚生センターや学校薬剤師等と連携して実施する。（当該感染者が活動した範囲を特定して実施する。）

- ・抵抗力を高めること
 十分な睡眠や適度な運動、栄養バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

(3) 集団感染のリスクへの対応

- ・換気の悪い密閉空間
 - ・多数が集まる密集場所
 - ・間近で会話や発声をする密接場面
- という3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。

2 児童生徒・教職員に感染者や濃厚接触者が判明した場合等の対応について

(1) 児童生徒が濃厚接触者（PCR 検査対象者を含む）として特定された場合

特定された児童生徒は、**出席停止**とする。

<学校の臨時休業等の対応について>

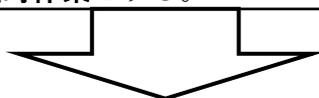
	臨時休業	出席停止
児童生徒、教職員及びその家族が 濃厚接触者と接触 した場合	不要	不要
児童生徒、教職員の 同居家族が濃厚接触者 （PCR 検査対象者を含む）として特定された場合	不要	要
児童生徒、教職員が 濃厚接触者 （PCR 検査対象者を含む）として特定された場合	不要	要

(2) 児童生徒や教職員に感染者が発生した場合

①児童生徒又は教職員が医療機関を受診した場合、本人又は保護者等が学校に連絡
 ※連絡を受けた学校は、町教育委員会に報告し、町教育委員会は、県教育委員会に報告する。（受診した医療機関から中部厚生センターに連絡）

↓

②中部厚生センターは、感染者の行動履歴や濃厚接触者の特定のための調査を実施する。
 ※この**濃厚接触者が特定されるまでの期間、当該学校は中部厚生センターの調査や学校消毒のための暫定的な臨時休業**とする。



<学校の臨時休業等の対応について>

	臨時休業	出席停止
児童生徒又は教職員に 感染者 1 名 が判明した場合		
(1) (感染者 1 名が判明後)学校内に その他の感染者がいないことが判明し、感染経路が学校以外であることが明白 である。	不要	要
(2) 学校内に その他の感染者がいる可能性が高い状況 である。	要※1, 2	要
児童生徒・教職員に 感染者が複数名 判明した場合	要※1, 2	要

臨時休業については、感染者のいる学校の全部又は一部（学級閉鎖、学年閉鎖）の措置

※1 学級閉鎖⇒学年閉鎖⇒学校臨時休業の順に検討

※2 学校長は、中部厚生センターとの相談により判断する。

<感染者が発生していない学校の臨時休業について>

① 特定警戒に相当する地域

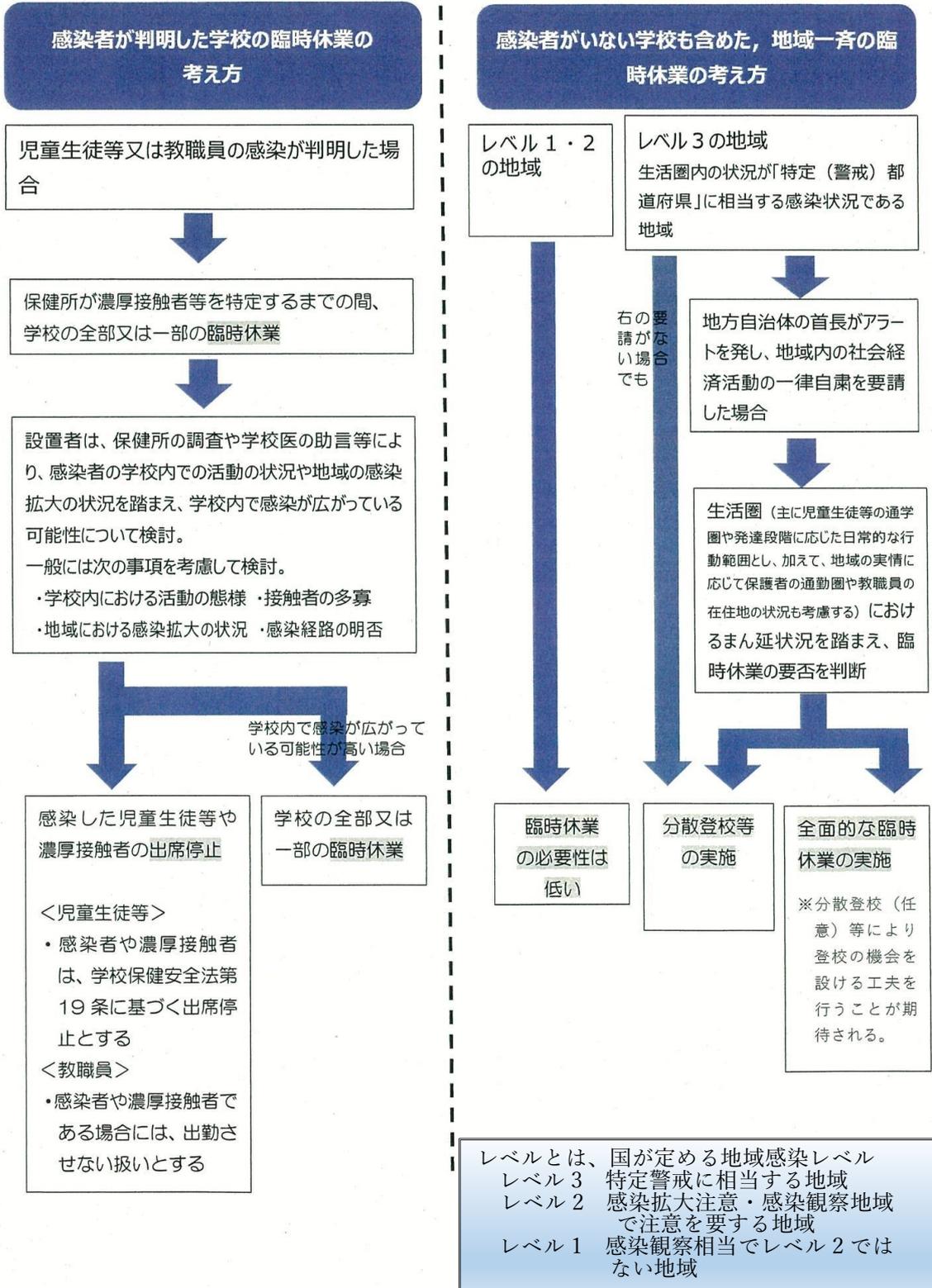
⇒地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業の要否を判断する。

例 町内全小中学校の臨時休業

② 感染拡大注意・感染観察地域で注意を要する地域等 [R2.7 月時点の富山県]

⇒基本的に地域一律の臨時休業を行う必要性は低い。

例 感染者が発生した学校のみ臨時休業



(マニュアル「参考」より)

3 感染者、濃厚接触者等に対する差別や偏見の未然防止について

感染者や濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別が生じないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。

<指導内容例>

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方々等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1 感染者が広がっている地域に住んでいる人
 - 咳をしている人
 - マスクをしていない人
 - 外国から来た人

- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい（公的機関が提供する）情報を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

（保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」より）